中運局公示第１号

公　　示

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第４条第１項の許可の特例的な取扱いについて」（令和４年３月３１日付け中運局公示第９０号）５.（１）参入枠の公示に基づき、令和８年度の営業区域毎の特例許可参入枠を下記のとおり定めたので公示する。

令和８年４月９日

中部運輸局長　　神谷　昌文

記

①令和２年度及び令和３年度に一般廃業した７５歳未満の個人タクシー事業者数に係る参入枠

名　　称	令和８年度参入枠
西三河北部交通圏	０人
東三河南部交通圏	０人
静　清　交　通　圏	３人
浜　松　交　通　圏	６人
沼津・三島交通圏	０人
福　井　交　通　圏	８人

※令和２年度及び令和３年度に一般廃業した７５歳未満の個人タクシー事業者数を、令和４年度から令和８年度までの各年度において、５か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和４年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。
※令和７年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、令和８年度の参入枠に繰り入れている。

②令和４年度及び令和５年度に一般廃業した７５歳以上の個人タクシー事業者数に係る参入枠

名　　称	令和８年度参入枠	令和9年度~１０年度の総参入枠
西三河北部交通圏	０人	０人
東三河南部交通圏	１人	０人
静 清 交 通 圏	３人	２人
浜 松 交 通 圏	３人	０人
沼津・三島交通圏	０人	０人
福 井 交 通 圏	４人	２人

※令和４年度及び令和５年度に一般廃業した７５歳以上の個人タクシー事業者数を、令和６年度から令和１０年度までの各年度において、５か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和６年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。
※令和７年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、令和８年度の参入枠に繰り入れている。

１．申請の受付期間
　令和８年５月１日から令和８年５月３１日まで、令和８年９月１日から令和８年９月３０日まで及び令和９年１月１日から令和９年１月３１日までの間とする。ただし、当該期限日である５月３１日、９月３０日及び１月３１日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。
　なお、申請受付期間のうち、９月１日から９月３０日まで及び１月　１日から１月３１日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行わないこととする。

２．処分の時期
　特例許可の処分の時期は、「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成１４年１月１８日付け中運局公示第２４４号）Ⅰ．１２．（４）に規定する時期（中部運輸局長が定める時期）とする。

附　則（令和８年４月９日付け中運局公示第１号）
　１．この公示は、令和８年４月９日から適用する。
　２．この公示は、令和９年３月３１日をもって廃止する。